

由利本荘市農地賃借料情報

令和7年1月から令和7年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準は、以下のとおりとなっています。

この情報は、農地法第52条に基づき毎年公表するものです。

令和8年1月

由利本荘市農業委員会

(10a当たり)

農地別・地域名		平均額	最高額	最低額	データ数
水 田	本 荘	10,900 円	28,400 円	3,000 円	639 筆
	矢 島	15,300 円	28,400 円	5,000 円	62 筆
	岩 城	12,000 円	19,100 円	3,300 円	208 筆
	由 利	8,500 円	25,100 円	3,000 円	249 筆
	大 内	14,300 円	28,400 円	3,000 円	395 筆
	東 由 利	8,900 円	22,200 円	3,000 円	219 筆
	西 目	19,300 円	28,400 円	8,000 円	178 筆
	鳥 海	10,100 円	28,400 円	3,000 円	594 筆
畑 地	市 全 体	8,900 円	28,400 円	500 円	37 筆

※ データ数は、集計に用いた筆数です。

※ 物納契約の場合は、28,350円/60kg (JA令和7年産ひとめぼれ1等米の概算払金額)で換算しています。

※ 農地の貸し借りを行う場合は、賃借料情報を目安とし、水稻の収穫量や圃場条件等を踏まえたうえで、最終的には当事者間の話し合いにより賃借料を決定してください。

※ 契約期間の途中であっても、農地法第20条第1項の規定により、双方が合意した場合は賃借料を変更することができます。